

「女性医師等就労支援事業」

地域医療介護総合確保基金事業（医療分）



事業内容



仕事と家庭の両立が可能な働きやすい職場環境の整備を行い、女性医師等の離職防止や再就業の促進を図る県内の医療機関に対して補助金を交付します。



補助対象事業

- (1) 女性医師等の離職防止や再就職の促進を図るため、指導医のもとで実施する復職研修
- (2) 女性医師等が仕事と家庭の両立ができる働きやすい職場環境を整備する取組
 - イ 短時間勤務の導入
 - ロ 出勤希望日制の導入及び宿日直の免除
 - ハ 保育所以外の育児支援（ベビーシッターの雇上等）
 - ニ 院内での就労改善委員会の設置
 - ホ その他、女性医師等の就労環境の改善に向けた取組

補助対象施設



女性医師等の復職研修又は就労環境改善に取り組む県内の医療機関



補助対象経費と金額

基準額	補助率	補助対象経費
1か所当たり 11,140千円	1/2	(1) 病院が行う復職研修に必要な指導医経費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、図書購入費、委託料（上記経費に該当するもの。） (2) 就労環境に取り組むために必要な代替職員経費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、図書購入費、委託料（上記経費に該当するもの。）

Q&A



- Q 「女性医師等」に含まれる範囲はどこまでか。**
A ここでは男性医師を指します。看護師や薬剤師等、その他の職種は含みません。
- Q 補助対象事業として、「女性医師等が仕事と家庭の両立ができる働きやすい職場環境を整備する取組」と実施要領にあるが、ここで言う仕事と家庭の両立とは、子育てのみを指すのか。**
A この事業は、女性医師等のライフステージに応じた就労支援を目的としています。仕事と家庭の両立とは、子育てや介護を想定しています。
- Q 当年度内に産前産後休暇を取得予定の女性医師がおり、代替職員を雇用する予定であるが、予定時期がまだ先であるため、現時点では未確定。このような場合でも、見込みで申請することは可能か。**
A 可能です。ただし、諸事情により当年度内に事業を実施しないこととなった場合は、補助金を交付できません。当年度内未実施が判明した時点で中止承認申請書をご提出いただくことになります。
- Q 女性医師等の宿日直等の免除を認めているが、これによる人員不足は院内の医師で補っている。この場合、補助対象となるか。**
A 自院内で人員調整を行っている場合は補助対象外となります。
- Q 女性医師等の宿日直等の免除を認めているが、これに関する取り扱いを明記している規程等はなく、また、当該医師本人と書面の取り交わしもしていない。この場合、補助対象となるか。**
A 補助対象事業の実施を確認することができないため、補助対象として認めることはできません。